

このたびの東日本大震災により亡くなられた方々に心からお悔やみを申し上げ、被災された方々に謹んでお見舞い申し上げます。一日も早い復旧と、被災された地域の方々のご健康を心よりお祈り申し上げます。

Rainbow Times

大学生・大学院生子ども虐待防止MDT（多分野横断チーム）研修を開催します！

子ども虐待対応は、多分野の職種が協働することが不可欠であることは周知の通りです。欧米では、多分野協働の重要性を鑑みて、学生時代から実習や演習を行っていますが、日本ではこうした取り組みはほとんどなされていないのが現状です。センターでは、平成18年度より大学生・大学院生を対象にした研修を実施しており、今年度も8月に開催いたします。毎年、本研修に参加した学生からは「子ども虐待の実態を知ることができた」「多分野協働の大切さを実感できた」等の感想をいただいています。多くの学部・学科から参加者を募っておりますので、子ども虐待に関心のある学生がいましたら、ぜひぜひご紹介ください！

- ✓対象 子ども虐待防止等に関心のある専門学校生・短大生・大学生・大学院生
- ✓日程・場所 平成23年8月23日(火)10時開会～24日(水)15時45分終了
子どもの虹情報研修センター（戸塚駅よりバスで約15分）
- ✓研修テーマ「児童虐待の定義」「虐待を受けた子どもの理解」「多分野横断連携」
- ✓費用 1)資料代：1,000円 2)交流会費：2,000円 3)宿泊費：6,500円(1泊朝食つき、税込)
4)バス送迎費：3,000円 5)昼食：1食700円(お茶つき、税込み) は希望者のみ
- ✓申し込み方法：HP上にある実施要項をご覧の上、お申込ください(申し込み締め切り：7月15日)
メールでも実施要項をお送りしておりますので、ご希望の方は kenshu@crc-japan.net までメールをお送りください！(南山)

親権制度改正

去る5月27日、民法等の一部を改正する法律案が可決され、6月3日に公布されました。親権制度の改正があり、虐待対応に携わる方にとっても大きな変化です。どんな内容が簡単ですが、ご紹介したいと思います。

まず、子の監護及び教育は「子の利益のために」されるべきことが民法上明確化されました。大人の都合ではなく、子どもの立場にたって考えることが法律にしっかりと盛り込まれたわけです。

そして、これまで親権には「喪失」制度しかなく、大変使いにくいことから年間数件の申し立てしかなかったところ、この度の改正で、2年以内で「一時停止」できる制度が新たに設けられました。また、これらの申立権がこれまで認められていなかった子どもにも認められることになったことも改正の1つです。

さらに、児童福祉法の改正において、親権者や未成年後見人がいる場合も、施設長は日常監護等必要な措置をとることができず、今回、親権者または未成年後見人はそれを不当に妨げてはならない、と明記されました。

その他、未成年後見制度等の見直しでは法人又は複数の未成年後見人が可能になり(民法)、懲戒に関する規定の見直し(民法)、離婚後の子の監護に関する事項の定めとして面会交流等を明示(民法)、一時保護の見直し(児福法)、その他、所要の規定の整備(民法、児童福祉法、家事審判法、戸籍法等)が行われました。

詳しくは…法務省(民法等の一部を改正する法律案)HP
http://www.moj.go.jp/MLNJI/miniji07_00043.html

(南山)



虐待通告義務違反と罰則について

児童虐待の防止等に関する法律 第六条

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

日本では、全ての人に虐待の通告義務がありますが、違反者に対して罰則はありません。通告の呼びかけが行われていますが、実際通報をためらってしまう人も多くいるようです。ただし、そのためらいが重大な事故につながるケースもないわけではありません。

アメリカでは39州において、虐待を認知していて通報しない事は(軽)犯罪とされており、州によっては10日-5年の実刑または\$100-\$50,000の罰金が科せられることもあります。イギリスでは、教育機関や医療機関の職員などの専門職に通告が義務づけられており、例えば医師がこれに違反した場合、ライセンスが剥奪されることがあります。それ以外の人に義務は課されていませんが、通告の怠りは強く非難されます。

国によってシステムは異なります。日本でも、2000年の虐待防止法制定時に罰則を取り入れるか否かについて様々な議論がありましたが、現状を踏まえ、罰則は設けず、専門職に対して早期発見の努力義務を課すこととなりました。(山邊)



企画・編集室(担当：南山)お気づきの点は下記まで...

〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地 子どもの虹情報研修センター

TEL 045-871-8011 FAX 045-871-8091 Email info@crc-japan.net